

花火を楽しく 安全にあそびましょう

夏を迎え、花火を楽しむ季節となりました。花火はきれいで楽しいものですが、ルールを守らないと大変危険です。安全に注意して遊びましょう。

■準備

- ▷水の入ったバケツを準備しましょう。
- ▷子どもだけで遊ばず、大人が必ず見守りましょう。

■遊ぶときの注意点

- ▷花火に記載してある注意事項をよく読んで、必ず守りましょう。
- ▷花火を人に向けたり、燃えやすい物のある付近で遊ばないようにしましょう。
- ▷手持ちの筒花火は手の位置に注意しましょう。
- ▷風の強いときは、花火遊びはやめましょう。
- ▷たくさんの花火に、一度に火を付けないようにしましょう。
- ▷打ち上げ花火など、点火するときに筒先に顔や手を出さないようにしましょう。途中で火が消えても筒をのぞかないようにしましょう。



問 予防課 (☎3129)

夏の交通安全県民運動

7月11日(火)～20日(木)
「ゆずりあう心で 夏の交通事故防止」

■全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

▷6歳未満の子どもを車に乗せる時は、チャイルドシートを着用

- ・昨年度の交通死亡事故でのシートベルト非着用率は5割
- ・非着用では、全身強打や車外に放り出される可能性



■飲酒運転の根絶

- ▷お酒を飲んだら運転しない
- ▷運転する人にはお酒を飲ませない
- ▷お酒を飲んだ人には運転させない



■子どもと高齢者の交通事故防止

- ▷子どもや高齢者を交通事故から守るため愛のひと声を
- ▷運転者は子どもや高齢者を見かけたら速度を落とすなど思いやり運転を
- ▷70歳以上の運転者は、高齢運転者標識（高齢者マーク）の表示を

問 環境課 (内線253)

70歳以上の方へ

平成29年8月診療分から 高額療養費の自己負担限度額が変わります

高額療養費制度とは、1カ月（同じ月内）の医療費が自己負担限度額を超えた場合、申請し認められると自己負担限度額を超えた分が、高額療養費として支給されます。

このたび、全ての方が安心して医療を受けられる社会を維持し、高齢者と若者の間での世代間公平が図られるよう自己負担限度額の見直しが行われ、**平成29年8月診療分から70歳以上の方の自己負担限度額**が下記の通りとなります。ご不明な点など、詳しくは問い合わせください。

所得の区分	自己負担限度額	
	外来（個人）	外来＋入院（世帯単位）
現役並み所得者	57,600円	80,100円＋（総医療費－267,000円）×1% ※多数該当の場合、4回目以降は44,000円
一般	14,000円 ※年間上限額144,000円	57,600円 ※多数該当の場合、4回目以降は44,000円



※多数該当の場合…過去12カ月以内に「外来＋入院」の限度額を超えたことが4回以上あった場合

問 市民課 (内線135)